

クラウド型管路情報システム構築及び運用保守業務委託

落札者決定基準

「クラウド型管路情報システム構築及び運用保守業務委託」の落札者決定基準については、以下のとおりとする。

1 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争による。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した入札者について、入札価格及び技術提案内容の評価を行う。
- (3) 提案書の内容による評価点（以下、「技術点」という。）に入札価格による評価点（以下、「価格点」という。）を加算した評価点（以下、「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。
- (4) 最高得点者が 2 者以上あるときは、次のとおり落札者を決定する。
 - ア) 入札者それぞれの価格点及び技術点が異なる場合
技術点が高い者を落札者とする。
 - イ) 入札者それぞれの価格及び技術点が同じ場合
入札価格が同じ場合は、当該の者によるくじにより落札者を決定する。
この場合において、当該の者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行に関係ない県職員による代理によりくじを引くこととする。
- (5) 入札者が 1 者の場合であっても、2 者以上の場合と同様に入札を実施し、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札があった場合は、本書に基づき技術点及び価格点を付与し、落札者を決定する。

2 総合評価点

(1) 技術点及び価格点の配分

総合評価点は 1, 0 0 0 点満点とし、得点配分は技術点 8 0 0 点、価格点 2 0 0 点とする。

評価対象		配点
技術点	技術提案評価	5 0 0 点
	プレゼンテーション	2 0 0 点
	企業の技術力に関する事項	5 0 点
	配置予定技術者に関する事項	5 0 点
価格点	入札価格	2 0 0 点
総合評価点		1, 0 0 0 点

(2) 有効数字

技術点及び価格点は、小数点以下第1位まで算出するものとし、2位以下は、四捨五入するものとする。

3 技術点及び価格点の評価方法

(1) 評価方法

技術評価は、提案書による書類審査と提案書の審査を目的とした評価対象者からのプレゼンテーションにより評価する。

(2) 技術提案評価の算出

ア) 「提案書作成要領」に定める項目について、「提案書評価基準」により評価、採点する。

イ) 技術提案評価点の合計点は500点とする。

ウ) 採点基準は、次に示す4段階により評価、採点する。

評価	倍率	
A：優れている	1.0	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
B：普通	0.6	平均的な内容である。
C：やや劣る	0.3	項目は記載されているが、内容が乏しい。
D：悪い	0.0	項目が記載されていないか、または不適切な内容である。

(3) プレゼンテーション

ア) 「機能性」「操作性及び視認性」「新たな技術提案」について、評価、採点する。

イ) 提案書に記載された内容の確認及び「新たな技術提案」等についてヒアリングを行う。

ウ) ヒアリングの評価は各補助評価委員の平均を採用し、合計点は200点とする。

エ) 評価項目ごとの配点は、「機能性：100点」、「操作性及び視認性：50点」、「新たな技術提案：50点」とする。

オ) 採点基準は、評価項目ごとに次に示す5段階により評価、採点する。

評価	倍率	
A：特に良い	1.0	期待を大きく上回る利点がある。
B：良い	0.8	期待を上回る利点がある。
C：普通	0.6	期待どおり。
D：やや劣る	0.3	期待を下回る。
E：悪い	0.0	機能を満たしていないか、または不適切な内容である。

(4) 企業の技術力に関する事項

ア) 「同種業務実績」「公的資格認証」について、評価、採点する。

イ) 企業の技術力に関する事項による評価の合計点は50点とする。

ウ) 「同種業務実績：25点」については、つぎのとおり評価、採点する。

過去10年間（平成27年4月1日から入札参加申込書兼技術資料を提出する前日までに完了・引渡したもの）に国及び地方公共団体又は特殊法人等（以下「国等」という。）が発注した工事、委託等において、水道、工業用水道若しくは下水道事業の管路に関わる地理情報システム（GIS）（以下「同種業務」という。）を納入した実績

評 価	配 点
9件以上	25点
5～8件	15点
1～4件	7.5点
実績なし	0点

エ) 「公的資格認証：25点」については、つぎのとおり評価、採点する。

品質マネジメントシステム（ISO9001）及び環境マネジメントシステム（ISO14001）認証取得の有無（この入札に参加する営業所が認証されていること。）

評 価	配 点
何れも取得	25点
何れか一方取得	12.5点
取得なし	0点

（5）配置予定技術者に関する事項

ア) 「主任技術者の業務実績」について、評価、採点する。

イ) 配置予定技術者に関する事項による評価の合計点は50点とする。

ウ) 「主任技術者の業務実績：50点」については、つぎのとおり評価、採点する。

過去10年間に国等が発注した同種業務において、主任技術者など業務全般を指揮する立場で従事した実績

評 価	配 点
3件以上	50点
2件の実績	30点
1件の実績	15点
実績なし	0点

（6）入札価格評価点の算出

ア) 入札価格を用いて採点する。

イ) 入札価格による評価の合計点は200点とする。

ウ) 入札価格評価点は、次の考え方に基づいて得点化する。

（入札価格評価点数算出計算式）

$$\text{評価点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 200$$

4 失格判断基準

次のいずれかに該当する場合には落札者とししない。

- (1) 調達仕様書及び機能要件一覧の要求項目のうち実施しない項目、あるいはできないものとする項目がある場合及び提案書作成要領に基づく記載がない場合
- (2) 技術提案評価が150点未満の場合